

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 上伊地環第52- 3 号
令和 8 年（2026年） 6 月29日
長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第 2 項 (第37条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第42条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第 2 項	最終見解書	○
(6) 条例第48条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		株式会社清和 代表取締役 栗原 敦司 長野県伊那市日影58番地	
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処理施設の変更許可	
条 例 第 46 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市高遠町上山田32番	
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定するがれき類の破砕施設	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	300t/日（37.5t/h：8 時間稼働）	
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	がれき類の破砕施設の入替	
		新	旧
		(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田 32 番 (2) 処理施設の構造及び設備 株式会社伊藤商会 GB600N ※油圧ショベル（日立建機株式会社 ZX210K-6）に取り付けて使用	(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田 32 番、33 番 1、34 番 (2) 処理施設の構造及び設備 日立建機株式会社 HR1000

		処理能力：300 t / 日 (37.5 t / h : 8 時間稼働)	処理能力：560 t / 日 (70 t / h : 8 時間稼働)
関係 図 書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和 8 年 6 月 30 日 (火) から令和 8 年 7 月 29 日 (水) まで (土日・祝日その他県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前 9 時～午後 5 時	